

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西目屋村	大秋地区(綱滝山、都谷森、開野、鶴住、沢田) 白沢地区(沢無平、白沢口、綱滝山、山内)	令和2年2月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	142.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128.38ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	8.44ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.74ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15ha
(備考) 本地区は村の北部に位置し、本村の中では耕地面積を最も有しており、村の特産品であるそばの主な産地となっている。また、認定農業者、農事組合法人、新規就農者等の担い手農家も多数存在し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化が最も進んでいる地域である。	

2 対象地区の課題 (実際に座談会であがった意見を記入)

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家となる中心経営体数は村の中で最も多い地域だが、約40%は60代後半の農家であり、高齢化が進んでいるため中心経営体になりうる若年農家の掘り起こし、後継者の育成が必要。 ・農地に向かうための農道や作業道、排水溝等の整備が不十分であり、ほ場も小規模で不整形な農地が多いため作業効率が悪い。 ・世代により地域農業に対する意識の違いが生じており、農家同士でコミュニケーションを取るような機会も少ないため、地域農業に対する意識統一を図る必要がある。 ・農地の周辺は山林に囲まれているため鳥獣被害が絶えず、農家の生産意欲の低下に歯止めがかからない。 ・当地区が主な産地となっているそばについては、天候に左右され、収量の減少に悩まされることが多い。そのため、そばだけでなく、大豆の作付けにも注力し、「白神そば」と「目屋豆腐」の二本柱を軸に据えることとし、作付面積の比率を調整、検討する必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針 (農地の地目ごとに方針を設定した)

水田の集積は中間管理事業を活用して農事組合法人にしめやへの集積を促し、転換作物等の作付によって活用するほか、出して農地が中心経営体の水稲耕作農地に隣接しており、耕作意向がある場合はその中心経営体に貸付を行う。
畑地の利用に関しては、農事組合法人にしめやでの高収益作物の作付面積拡大や、野菜を作付けしている中心経営体の中で作付面積拡大意向のある農家に対して貸付を促す。
樹園地に関しては、園地の所在や品種、樹齢などによって、貸借につなげることが難しいため、中心経営体となる果樹経営農家に対し、引き受け意向の確認等を行うほか、中間管理事業を通じて新たな担い手の確保につなげる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
法人	-	水稻	59.28 ha	水稻	85.62 ha	地区外にほ場あり
		そば	42.88 ha		ha	
		大豆	0.71 ha	大豆	14.00 ha	
		野菜	0.30 ha		ha	
認就	-	いちご	0.13 ha		ha	
		野菜	0.23 ha		ha	
認就	-	野菜	0.21 ha	野菜	0.50 ha	
認農	-	水稻	5.40 ha		ha	地区外にほ場あり
		野菜	0.45 ha		ha	
認農	-	果樹	0.78 ha		ha	
認農	-	果樹	0.35 ha		ha	
認農	-	果樹	0.34 ha	果樹	0.50 ha	
認農	-	果樹	2.50 ha		ha	地区外にほ場あり
認農	-	果樹	1.93 ha		ha	地区外にほ場あり
		野菜	0.10 ha		ha	
認農	-	果樹	0.50 ha		ha	
		野菜	0.30 ha		ha	
認農	-	果樹	0.90 ha		ha	
認農	-	山菜	0.76 ha		ha	
計	12人		118.05 ha		100.62 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者と集落営農組織を中心となる経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。 ・村内法人組織と集落営農組合との統合が決定している為、作業分担による効率向上及び、国の事業を活用した農業機械の導入や新たな担い手の確保・育成に向けた取り組みのほか、農家との合意形成を図りながら農地の基盤整備の推進を図る。 ・稲作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。 ・りんごをはじめとする果樹栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。 ・農業法人組織では、水田を活用した村の特産品であるそばの栽培や、大豆の規模拡大、高収益作物等の定着と新規作物の導入を図るほか、白神公社等の実需者との契約栽培や農業体験を推進することで、その構成員の個別経営の発展及び新たな雇用を創造、6次産業化による地域の活性化を図る。 ・鳥獣被害対策については農地が隣接した農家同士で連携し、村や関係機関と連携を取りながら被害防止に努める。
--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(a)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大秋字都谷森96-1	84 a		
2	大秋字都谷森102-1	27 a		
3	大秋字開野58-93	2 a		
4	大秋字鶴住76-1	7 a		
5	大秋字鶴住76-3	13 a		
6	大秋字鶴住76-7	3 a		
7	大秋字鶴住90-1	8 a		
8	大秋字開野58-36	1 a		
9	大秋字開野58-92	4 a		
	計	149 a		